

練馬光が丘病院 臨床倫理コンサルテーションチーム 規定

(設置の目的) 第1条 医療現場には、多彩な臨床倫理問題が存在しており、医療従事者にとって判断に迷うことがしばしば起きている。そこで、職員が直面した臨床上の課題について相談を受け、可能な限り早急に多職種チームで対応して助言する「臨床倫理コンサルテーションチーム」(以下「コンサルチーム」という。)を設置する。

(定義) 第2条 「臨床倫理コンサルテーション」とは、職員が直面した臨床倫理上の課題について相談を受け、迅速に多職種チームで検討のうえ、対応・助言する仕組みをいうものとする。

(対象) 第3条 臨床倫理コンサルテーションの対象となる臨床倫理問題は、以下に挙げるような医療現場で遭遇する問題や社会的な懸案事項とする。ただし、倫理委員会等の承認を得て実施する臨床研究を除く。

- ①医療チーム内で治療方針をめぐり意見の相違が起こった場合
- ②患者や家族が適応のない治療を望んだ場合の対応
- ③家族が反対しているときの患者への病状説明の対応
- ④当該患者に、どこまで積極的な治療をすれば良いか、などの判断
- ⑤治療を拒否する患者に、どう対処したら良いかの判断
- ⑥患者と家族の意向や希望が異なる場合の対応
- ⑦患者への心肺蘇生術を実施するかどうかの判断
- ⑧一旦開始した延命措置を中止するかどうかの判断
- ⑨その他の患者への医療提供に関して倫理的判断に迷う事項

(組織) 第4条 コンサルチームには、チーム長及び副チーム長を置き、病院長が任命する別表1に掲げる者をもって構成する。

2 チーム長は病院長が指名し、副チーム長はコンサルチームメンバーからチーム長が指名する。

3 チーム長が対応できない場合は、副チーム長がその職務を代行する。

(手順) 第5条 臨床倫理コンサルテーションは、次の手順により対応するものとする。

1 申請者は、「臨床倫理コンサルテーション申請書」(電子カルテ⇒文書からダウンロード)に必要な事項を記入のうえ、コンサルチーム事務局へ提出する。

2 判断を急ぐ状況においてはコンサルチーム担当者に電話で連絡した後に臨床倫理コンサルテーション申請書を記入することも可能とする。(ただし平日日中の対応)

2 申請者は、当該診療科の担当医または当該申請内容の実施担当職員とする。

3 申請にあたっては、申請内容に関して診療科または部署内で検討を行い、申請内容に対する見解をできるだけ統一しておくものとする。

4 コンサルチームは、チーム長の進行により、相談内容を把握して、当該事案について検討する。

5 コンサルチームは、必要に応じて患者または家族との面談を実施し、相談内容等が発生したプロセスを含めてその状況把握を行うとともに、可能な限り、相談内容に対し検討する。6 検討した結果、別途に倫理審査委員会において検討するべきものと判断した場合や、コンサルチームとしては判断できなかった場合には、その旨を病院長へ報告・助言する。

7 コンサルチーム長は、「臨床倫理コンサルテーション報告書」(Teams臨床倫理コンサルテーションチーム一般資料・モス・電子カルテ文章)に記入して、事務局へ提出、事務局は病院長名で申請者へ通知する。

8 事務局は翌月の倫理審査委員会において、前月に発生した事案の臨床倫理コンサルテーション申請書と報告書を共有する。

(書類の保管) 第6条 「臨床倫理コンサルテーション申請書」及び「臨床倫理コンサルテーション報告書」は、次のとおり保管する。

①原本:事務局において保管

②コピー:申請者に報告(患者カルテにスキャナー保管)

(守秘義務) 第7条 コンサルチームメンバーは、知りえた機密について一切これを漏らしてはならない。これは退職後も同様とする。

(事務局) 第8条 コンサルチームの事務局は、QI室において行うものとする。

(雑則) 第9条 この規程に定めるもののほか、コンサルチームに関し必要な事項は別途、病院長が定めるものとする。

付則 この規程は、令和5年4月5日から施行する。